

自主的避難等対象区域外である宮城県伊具郡丸森町大内地区（以下「大内地区」という。）にある自宅において同居する申立人ら（祖父母、父母及び子ら。なお、祖父は手続中死亡し、祖母及び父が受継。）について、申立人らの自宅は自主的避難等対象区域と同等の賠償実績がある同町筆甫地区（以下「筆甫地区」という。）に近接していること、大内地区の線量は筆甫地区と同程度といえること、亡祖父が筆甫地区に不動産（田及び山林）を所有しており、申立人らが筆甫地区とも密接に関連した生活状況であったこと等を考慮し、自主的避難等対象区域と同等の賠償等がされた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X 1、同X 2、同X 3、同X 4、同X 5及び同X 6（以下、併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（第2項記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 精神的損害、生活費増加費用、移動費用及び追加的費用
- 営業損害（被相続人A分）
- 生活費増加費用（自家消費米・野菜分及び灯油代購入費用）
- 本件和解仲介に関する弁護士費用

2 和解金額及び対象期間

- 精神的損害、生活費増加費用、移動費用及び追加的費用

被申立人は、以下ア乃至ウの各申立人らに対し、前項（1）所定の損害項目についての和解金として、それぞれ以下①・②の合計額の支払義務があることを認める。

ア 申立人X 4、同X 5及び同X 6（合計156万円）

- 金額：各40万円

対象期間：平成23年3月11日から同年12月31日まで

- 金額：各12万円

対象期間：平成23年3月11日から平成24年8月31日まで

イ 申立人X 1、同X 2及び同X 3（合計36万円）

- 金額：各8万円

対象期間：本件事故発生当初の時期

- 金額：各4万円

対象期間：平成23年3月11日から平成24年8月31日まで

ウ 申立人X 1及び同X 2（被相続人A分）（合計12万円）

- 金額：8万円

対象期間：本件事故発生当初の時期

- 金額：4万円

対象期間：平成23年3月11日から平成24年8月31日まで

(2) 営業損害（被相続人A分）

被申立人は、申立人X1及び同X2に対し、前項（2）所定の損害項目についての和解金として、以下の金額の支払義務があることを認める。

金額：20万円

対象期間：平成23年3月11日から27年12月〇日まで

(3) 生活費増加費用（自家消費野菜分及び灯油代購入費用）

被申立人は、申立人らに対し、前項（3）所定の損害項目についての和解金として、以下の金額の支払義務があることを認める。

金額：30万9750円

対象期間：平成24年1月1日から26年3月31日まで

(4) 本件和解仲介に関する弁護士費用

被申立人は、申立人らに対し、前項（4）所定の損害項目についての和解金として、以下の金額の支払義務があることを認める。

金額：4万6493円

3 既払金

申立人らと被申立人は、被申立人が、被相続人A及び申立人らに対し、第1項（1）所定の損害項目について、それぞれ以下の金額を支払済みであることを確認する。

ア 申立人X4、同X5及び同X6

各28万円

イ 被相続人A、申立人X1、同X2及び同X3

各4万円

4 支払方法

（省略）

5 表明及び保証

申立人X1及び同X2は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

(1) 被相続人Aが平成27年12月〇日に死亡し、申立人X1及び同X2が、全相続人による遺産分割協議により、被相続人Aの被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。

(2) 申立人X1及び同X2の知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が、被相続人Aの全相続人であること。

6 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（第2項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら代理人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年12月9日

（仲介委員 伊藤嘉健）